

2025年11月17日  
DAIKEN健保発第93号

被保険者 各位

DAIKEN健康保険組合  
理事長 川上 哲司  
常務理事 河西 雅史

## 「健康保険証」の有効期限と「資格確認書」の交付について

2025年12月2日（火）以降、従来の健康保険証（健康保険被保険者証）は使用できなくなり、マイナ保険証（健康保険証利用登録したマイナンバーカード）での受診を基本とする仕組みに移行します。このため、マイナ保険証をお持ちでない方を対象に、下記の通り、資格確認書を交付いたします。つきましては、2025年12月2日以降は、マイナ保険証または資格確認書により受診してください。詳細につきましては、添付資料「マイナ保険証の準備、ととのいましたか？」をご参照ください。なお、お手元の健康保険証はご自身で廃棄くださいますよう、お願ひいたします。

### 記

■交付対象者：2025年10月31日（金）時点でマイナ保険証をお持ちでない方

■配付方法等：2025年11月18日（火）に社内便にて勤務地に発送予定

- ・世帯単位で送付（被保険者同士の世帯は各々送付）
- ・出向者及び家族帶同でない海外勤務者の場合は、ご自宅（国内）に送付
- ・海外勤務者で家族帶同の場合は、帰国の際に希望先に送付。

■資格確認書について：

資格確認書は、従来の健康保険証に代わり、医療機関や薬局で保険診療を受ける際に使用できる証明書です。使用方法は健康保険証と同様です。資格確認書を提示することで、これまでと同じ自己負担割合で受診が可能です。発行は自動的に行われますので、特別な申請は不要です。資格確認書の有効期限は5年です。

※直近でマイナ保険証を取得された場合、今回の一斉交付で資格確認書がお手元に届くことがあります。その際は、資格確認書は使用せずに健康保険組合までご返却ください。

■その他：

DAIKEN健康保険組合はマイナ保険証の利用を推奨しております。マイナ保険証をお持ちでない方は、早急にマイナンバーカードの健康保険証利用登録を行ってください。利用登録後、資格確認書は健康保険組合までご返却ください。

添付資料：「[マイナ保険証の準備、ととのいましたか？](#)」

以上

[本件に関する問い合わせ先：DAIKEN健康保険組合 河西・大久保]

〒530-8210 大阪市北区中之島 3-2-4 TEL 06-6205-7153 URL <https://www.kenpo.gr.jp/daiken/>